

答 申 書

平成 28 年 2 月 3 日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 宮澤 正 士

「住民基本台帳事務業務」、「印鑑登録事務業務」及び「戸籍事務業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合について（答申）

安曇野市個人情報保護条例第 25 条の規定により、「住民基本台帳事務業務」、「印鑑登録事務業務」及び「戸籍事務業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合に関してなされた諮問について、下記のとおり答申する。

記

第 1 審査会の結論

市が、市の管理する電子計算機と地方公共団体情報システム機構（以下、「機構」という。）の電子計算機を結合し、コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付（以下、「コンビニ交付」という。）を実施することについては、公益上必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられているものと認められると判断する。

第 2 諮問の趣旨

市は、平成 27 年 7 月 24 日付けの諮問書において、外部委託に伴う個人情報の保護措置及び外部の電子計算機との回線結合に関する諮問の趣旨について次のように説明している。

1 市では、市民サービスの向上を図るため、「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」施行に伴い平成 28 年 1 月から交付が開始された「個人番号カード」を利用した「コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付（以下、「コンビニ交付」という）」を実施する予定である。コンビニ交付の対象となる証明書等とは、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書及び戸籍の附票の写しである。コンビニ交付における送受信の流れ等は、以下のとおりである。

（1） 市民がコンビニ交付を利用する際、キオスク端末（不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービス

を利用したりすることができる端末)に接続されたICカードリーダーに個人番号カードを置いて暗証番号を入力すると、証明書交付センターを経由し、公的個人認証サービスセンターで利用者の本人確認を行う。

(2) キオスク端末を使用して希望する証明書を申請すると、証明書交付センターを経由して市の証明書発行サーバで申請情報を受信し、証明書データをPDF形式で作成する。

(3) 証明書発行サーバからPDF形式の証明書データを受けた証明書交付センターは、当該証明書データに偽造防止対策を施してコンビニ事業者に送信する。

(4) 市民がキオスク端末に手数料を入金した後、証明書交付センターから受信した証明書データを印刷する。

本件は、平成28年7月から市が実施予定であるコンビニ交付において、証明書発行データの受信、送信が地方公共団体情報システム機構(以下、「機構」という。)のデータセンターを経由して行われるようになるため、機構に個人情報を取り扱わせるものであり、安曇野市個人情報保護条例(以下、「条例」という。)第25条の規定に基づき諮問するものである。

2 安曇野市証明書等自動交付事務委託を行い、コンビニ交付システムを利用するに当たっては、機構のデータセンターに設置されている機器を経由して、市の証明書交付のために必要な情報をコンビニエンスストアに設置されているキオスク端末に伝送するため、市の庁内ネットワーク機器と機構の電子計算機の回線結合が必要となる。本件は、コンビニ交付を実施するに当たり、市の電子計算機と機構の電子計算機の回線結合するものであるから、条例第25条の規定に基づき諮問するものである。

第3 審査会の判断

1 条例第10条は、「実施機関は、公益上必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、通信回線等による電子計算組織等の結合(当該実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外の者が管理する電子計算組織その他の機器とを通信回路を用いて結合し、当該実施機関の保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。)により個人情報を提供してはならない。」と規定している。オンラインは、極めて効率的である反面、取扱いによっては個人に不利益を与える可能性が大きいため、条例第10条は、公益上必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合により実施機関以外の者への個人情報の提供(オンラインによる個人情報の外部提供)を禁止している。

市が実施を予定しているコンビニ交付においては、市の管理している電気計算機と機構の電子計算機がL GWAN(総合行政ネットワーク)回路で接続され、市の保有する情報で証明書交付のために必要なものが機構のデータセンターに設置されている機器

を經由してコンビニに設置されているキオスク端末に伝達されることにより、市民は、コンビニエンスストアに設置されているキオスク端末を利用して証明書等の自動交付を受けられるのであるが、市の管理している電気計算機と機構の電子計算機がL G W A N回路によって常時接続されることから、コンビニ交付は、通信回線等による電子計算組織等の結合による情報の提供に該当する。したがって、コンビニ交付の実施に当たっては、公益上の必要があり、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められることが必要である。

2 そこで、まず、公益上の必要性について検討する。コンビニ交付のメリットとして、市役所・支所の閉庁時である早朝・深夜や土日祝日でも証明書を取得することができること、自宅に近いコンビニエンスストアで証明書を取得できること、さらに、全国のコンビニエンスストア等で取得でき、証明書が緊急に必要な時に出先ですぐに取得できることが指摘されているが、これらのことが市民の利便性の向上に資することは疑いのないところであり、市役所における窓口対応の負担軽減及び行政コストの低減等を含めてコンビニ交付の実施に伴う費用対効果の検討は別として、コンビニ交付の実施が少なくとも市民の利便性の向上という点において公益上必要ではあると判断することは可能である。

3 つぎに、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めることができるかどうかについて検討する。市の説明によると、コンビニ交付においては、次の個人情報保護措置が講じられている。

(1) コンビニ交付では、専用通信回線の利用及び通信内容の暗号化により、個人情報の漏えい防止対策が実施されている。

(2) 市が設置する証明書発行サーバでは、データをPDF形式で作成し送信するために、データの改ざんや加工が出来ないようにしている。

(3) 証明書交付センターシステム、コンビニ事業者ECセンター、コンビニエンスストアに設置されているキオスク端末では証明書データ及び利用者の情報を保持しない。証明書の印刷後は、キオスク端末において証明書データは完全に消去される。

(4) 交付する証明書は、A4普通紙両面に対して偽造・改ざん防止処理（牽制文字、スクランブル画像、偽造防止検出画像）が施され、従来の改ざん防止用紙と同じ対策が実施される。

- ・ 牽制文字 証明書の両面に印刷された牽制文字により、コピーした証明書には「複写」という文字が浮かび上がる。

- ・ スクランブル画像 証明書の裏面に印刷された画像をスキャナで読取り、証明書交付センターに問合せを行うことで、表示される復号画像と証明書表面が同じ内容かどうか比較することができる。

- ・ 偽造防止検出画像 証明書に印刷された偽造防止検出画像を特殊な画像確認器具を利用して、隠し情報の有無を確認することで証明書が偽造されていないことを確認す

ることができる。

(5) キオスク端末の画像や音声により個人番号カード及び証明書の取り忘れを防止する対策が実施される。

(6) キオスク端末で申請から交付までのすべての手続きを市民自身が行うため、個人情報に他人の目に触れることはない(コンビニ従業員は用紙の補充等を行うが、申請から交付までには立ち会わない)。

また、市は、個人情報の秘密保持、目的外使用及び外部提供の禁止等を定めた契約書を機構と取り交わし、機構に遵守させるとともに、機構を通してコンビニ事業者にも遵守させることとしている。

すでにコンビニ交付サービスを開始している他の自治体の現状も踏まえて判断すると、コンビニ交付において個人情報の漏えい防止について相当に厳重な安全対策が講じられており、少なくとも現時点において個人情報漏えいの具体的危険があるとまでは言えないことから、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めることができる。なお、当審査会は、コンビニ交付の実施にあたって、情報機器に不慣れな市民にも配慮しつつ、利用の際の注意事項を広報等で市民に周知することを市に要望する。さらに、当審査会としては、コンビニ交付を開始してから、市におけるコンビニ交付の運営状況を常時確認し、個人情報について必要な保護措置が適切に講じられているかどうかを不断に検証することが求められることも付言しておきたい。

4 以上述べたところから、「第1 審査会の結論」のとおり、当審査会は、市が、市の管理する電子計算機と地方公共団体情報システム機構の電子計算機を結合し、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付を実施することについては、公益上必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられているものと認められると判断する。

(参考) 審査会の処理経過

日付	内容
平成27年7月24日	諮問書の受理
平成27年7月24日	審査会開催 ・事務局からの説明 ・質疑応答 ・審議
平成27年11月18日	審査会開催 ・審議
平成28年2月3日	答申